

岩倉市子ども医療費支給条例（昭和48年4月28日条例第3号）

最終改正:令和3年12月24日条例第30号

改正内容:令和3年12月24日条例第30号 [令和4年4月1日]

○岩倉市子ども医療費支給条例

昭和48年4月28日条例第3号

改正

平成4年9月30日条例第25号
 平成5年12月22日条例第25号
 平成13年12月21日条例第31号
 平成14年9月30日条例第24号
 平成16年3月29日条例第5号
 平成17年3月25日条例第9号
 平成18年3月24日条例第10号
 平成18年6月22日条例第23号
 平成19年12月20日条例第16号
 平成22年12月27日条例第28号
 平成23年12月27日条例第22号
 平成27年3月27日条例第12号
 平成28年3月25日条例第27号
 平成30年7月2日条例第30号
 令和3年12月24日条例第30号

岩倉市子ども医療費支給条例

（趣旨）

第1条 この条例は、子どもの福祉の増進を図るため、子どもの医療費の支給について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「子ども」とは、次に掲げる要件を備えた者をいう。

- (1) 岩倉市の区域内に住所を有する者であること。
- (2) 出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であること。
- 2 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、現に子どもを監護するもの又は現に子どもを扶養する者をいう。

（居住地特例）

第2条の2 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項各号に規定する病院、診療所、施設又は住居(以下この条において「病院等」という。)に、入院、入所又は入居(以下この条において「入院等」という。)したことにより、岩倉市の区域外に住所を変更したと認められる子どもについては、前条の規定にかかわらずこの条例において「子ども」とする。

2 病院等に入院等をしたことにより、岩倉市の区域内に住所を変更したと認められる子どもについては、前条の規定にかかわらずこの条例において「子ども」としない。

（受給資格者）

第3条 この条例により子ども医療費(次項第3号及び第4号を除き、以下「医療費」という。)の支給を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、国民健康保険法による被保険者若しくは規則で定める法律(以下「社会保険各法」という。)による被扶養者である子どもの保護者であるもの又は15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子どものうち、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員若しくは社会保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者(以下「被保険者等」という。)であるもの若しくは婚姻をしているもの(国民健康保険法による被保険者(世帯主又は組合員を除く。)又は被保険者等の被扶養者に限る。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する子どもの保護者は、受給資格者としなない。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条による支援給付を受けている者
- (3) 子どものうち6歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した者(以下「6歳以上の子ども」という。)であって、岩倉市障害者医療費支給条例(昭和48年岩倉市条例第27号)により医療費の支給を受けることができるもの
- (4) 6歳以上の子どもであって、岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例(昭和53年岩倉市条例第23号)により医療費の支給を受けることができるもの
- (5) 法令の規定によりこの条例と同等な医療に関する給付を受けることができる者

（支給の範囲）

第4条 市長は、子どもの疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額と当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則で定める手続に従い、受給資格者に対し、その満たない額に相当する額を医療費として支給する。

2 前項の医療に要する費用の額は、診療報酬の算定方法の例により算定した額（法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）とする。ただし、現に要した費用の額を超えることはできない。

（子ども医療費受給者証）

第5条 この条例による医療費の支給を受けようとする受給資格者は、市長に申請し、規則の定めるところにより、この条例による医療費の支給を受ける資格を証する子ども医療費受給者証（以下「受給者証」という。）の交付を受けなければならない。

（受給者証の提示）

第6条 前条の規定により受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）が医療費の支給を受けようとする場合は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「医療機関等」という。）において、診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示するものとする。

（支給の方法）

第7条 医療費の支給は、当該医療費を医療機関等に支払うことによつて行ふ。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、受給資格者に支払うことによつて行ふことができる。

（届出義務）

第8条 受給者は、氏名若しくは住所を変更したとき、又は規則で定める事由が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

（損害賠償との調整）

第9条 市長は、受給資格者が子どもの疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

（不正利得の返還）

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により、医療費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

（権利の譲渡等の禁止）

第11条 この条例による医療費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（規則への委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、医療費の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 第4条の規定による医療費の助成は、この条例の施行の日以後に行われた医療に関する給付について適用する。

（受給資格に関する特例）

3 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を受けている子どもの保護者は、第3条第1項の規定にかかわらず、受給資格者としなす。

附 則（平成4年条例第25号）

（施行期日）

1 この条例は、平成4年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の岩倉市乳幼児医療費助成条例の規定は、施行日以降に医療機関等において受けた診療について適用し、同日前に受けた診療については、なお従前の例による。

（岩倉市障害者医療費支給条例の一部改正）

3 岩倉市障害者医療費支給条例（昭和48年岩倉市条例第27号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成5年条例第25号）

（施行期日）

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の岩倉市乳幼児医療費助成条例の規定は、施行日以降に医療機関等において受けた診療について適用し、同日前に受けた診療については、なお従前の例による。

附 則（平成13年条例第31号）

（施行期日）

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の岩倉市乳幼児医療費助成条例の規定は、施行日以降に医療機関等において受けた診療について適用し、同日前に受けた診療については、なお従前の例による。

附 則（平成14年条例第24号）

（施行期日）

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日において、出生の日以後3年を経過した者のうち、岩倉市障害者医療費支給条例（昭和48年岩倉市条例第27号）及び岩倉市母子家庭等医療費助成条例（昭和53年岩倉市条例第23号）による受給者は、第4条第1項の規定については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日より前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成16年条例第5号）

（施行期日）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の岩倉市乳幼児医療費助成条例の規定は、施行日以降に医療機関等において受けた診療については、なお従前の例による。

附 則（平成17年条例第9号）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、平成17年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の岩倉市乳幼児医療費助成条例の規定は、施行日以降に医療機関等において受けた診療については、なお従前の例による。

（岩倉市障害者医療費支給条例の一部改正）

3 岩倉市障害者医療費支給条例（昭和48年岩倉市条例第27号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（岩倉市母子家庭等医療費助成条例の一部改正）

4 岩倉市母子家庭等医療費助成条例（昭和53年岩倉市条例第23号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成18年条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の岩倉市乳幼児医療費助成条例の規定は、施行日以後に医療機関等において受けた診療については、なお従前の例による。

附 則（平成18年条例第23号）

この条例は、平成18年8月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第16号）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日において、新たに受給資格者となる者は、この条例の施行の日より前に第5条に規定する申請をすることができる。

3 この条例の施行の日より前に改正前の岩倉市乳幼児医療費助成条例第5条の規定により交付された受給者証は、改正後の岩倉市子ども医療費助成条例第5条の規定により交付された受給者証とみなす。

4 改正後の岩倉市子ども医療費助成条例の規定は、施行日以後に医療機関等において受けた診療等については、なお従前の例による。

附 則（平成22年12月27日条例第28号）

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において、新たに受給資格者となる者は、施行日より前に第5条に規定する申請をすることができる。

3 改正後の岩倉市子ども医療費助成条例の規定は、施行日以後に医療機関等において受けた診療等については、なお従前の例による。

附 則（平成23年12月27日条例第22号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において、新たに受給資格者となる者は、施行日より前に第5条に規定する申請をすることができる。

3 改正後の岩倉市子ども医療費助成条例の規定は、施行日以後に医療機関等において受けた診療等については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月27日条例第12号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正）

2 岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例（昭和53年岩倉市条例第23号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（岩倉市障害者医療費支給条例の一部改正）

3 岩倉市障害者医療費支給条例（昭和48年岩倉市条例第27号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成28年3月25日条例第27号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年7月2日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年12月24日条例第30号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
（準備行為）
 - 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において、この条例による改正後の岩倉市子ども医療費支給条例（以下「新条例」という。）の規定により新たに受給資格者となる者は、施行日前においても新条例第5条に規定する申請をすることができる。
（経過措置）
 - 3 施行日前においてなされたこの条例による改正前の岩倉市子ども医療費支給条例第5条に規定する申請及び前項の申請は、新条例第5条の規定によりなされた申請とみなす。
 - 4 新条例の規定は、施行日以後に医療機関等において受けた診療等について適用し、施行日前に受けた診療等については、なお従前の例による。
-